

1. 件名：日本軽金属株式会社の不適切行為（変圧器放圧板）に関する中部電力株式会社の調査状況の報告について

2. 日時：令和3年8月26日 17時30分～17時40分

3. 場所：実用炉監視部門会議テーブル

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門
小林主任監視指導官、志賀主任監視指導官

中部電力株式会社（以下「中部電力」という。）

東京支社 原子力グループ 副長

5. 要旨

（1）中部電力から、日本軽金属株式会社（以下「日本軽金属」という。）名古屋工場
で不適切行為のあったアルミ板製品について、浜岡原子力発電所での使用状況及び
使用にあたっての健全性の確認状況について、提出資料に基づき以下のとおり説明
があった。

- 浜岡原子力発電所3号機の起動変圧器2台、浜岡原子力発電所5号機の直結
変圧器1台の負荷時タップ切換器の放圧板に使用されていることを調査によ
り確認した。
- 当該の起動変圧器及び所内共通変圧器については、軽金属学会の知見、日本
軽金属による追加試験結果及び定期検査等による機器設置後の健全性確認か
ら継続使用しても問題ないと判断した。

（2）原子力規制庁より、今後新たに不適切な事案が確認されたら報告することを依
頼した。

6. 提出資料

資料1：日本軽金属株式会社の不適切行為（変圧器放圧板）に関する当社調査状
況の報告について

以上